

あなたの1歩を心から応援します

～国東市不妊治療費助成制度のご案内～

市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的支援のため、特定不妊治療費の助成を行っています。

不妊治療は、精神的にも、肉体的にも、そして経済的にも大きな負担が生じます。誰にでも話せる悩みではないからこそ、一人で抱え込まないで、まずはご相談ください。

【問合せ・相談先】

国東市子育て世代包括支援センター
(国東保健センター内)

☎ 73-2525

✉ hoken@city.kunisaki.lg.jp



国東市の助成制度は県内トップクラスです！



1回につき

上限 **50** 万円

例えば、1人目妊活時に3回特定不妊治療をした場合、それぞれに上限50万円(50万円×3回=150万円)を助成します。ほぼ自己負担なく、治療を受けることができます。



1出産につき

6 回まで

例えば、1人目妊活時に6回治療したとしても、2人目妊活時からはまだ6回まで助成が受けられます。

※妻の年齢が40歳以上である場合は3回までとなります。



対象者

下記の全てに該当する方。

- ・夫婦共に、1年以上国東市内に住民登録がある。
- ・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある。
- ・医療機関が不妊症と診断し、不妊治療を受けている。
- ・大分県特定不妊治療等助成金^{*}の給付決定を受けている。

※県の助成金の詳細は大分県東部保健所・国東保健部(☎72-1127)にお問い合わせください。



対象となる不妊治療

医療保険適応外の特定不妊治療
および一般不妊治療



申請期間

不妊治療を受けた日の属する月の翌月の初日から1年以内



必要書類

- ①戸籍謄本、②印鑑、③大分県特定不妊治療等助成金給付決定通知書の写し(県に申請した方のみ)、④治療にかかる領収書の写し、⑤薬剤内訳証明書または領収書(薬がある方のみ)、⑥申請者の銀行などの通帳

詳細は市のホームページをご覧ください。

